

農地・水・環境保全向上対策実施要綱

平成19年3月30日付け18農振第1777号

最終改正 平成21年3月13日付け20農振第1942号

各 地 方 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

） 殿

農林水産事務次官

- 目 次 -

- 第1 趣旨
- 第2 対策の内容
- 第3 実施期間
- 第4 対策推進の基本的考え方
 - 1 基本的考え方
 - 2 推進上の留意点
- 第5 地域協議会
- 第6 助成措置
- 第7 各種施策との連携
- 第8 第三者機関の設置
- 第9 報告
- 第10 委任

(別紙1) 共同活動支援交付金に係る事業の実施方法

- 第1 事業の目的
- 第2 事業の仕組み
- 第3 対象農用地
- 第4 事業の実施
 - 1 実施方針等
 - 2 対象活動組織
 - 3 協定
 - 4 対象活動等
 - 5 交付額
 - 6 事務の委託
 - 7 実施状況の報告

- 8 実施状況の確認
- 9 共同活動支援交付金の返還
- 10 証拠書類の保管
- 第5 助成措置
- 第6 事業の実施状況及び資金管理状況の報告

(別紙2) 営農活動支援交付金に係る事業の実施方法

- 第1 事業の目的
- 第2 事業の仕組み
- 第3 対象地域及び対象農用地
 - 1 対象地域
 - 2 対象農用地
- 第4 事業の実施
 - 1 実施方針等
 - 2 対象活動組織
 - 3 対象活動
 - 4 交付額
 - 5 事務の委託
 - 6 実施状況の報告
 - 7 実施状況の確認
 - 8 共同活動支援交付金の返還
 - 9 証拠書類の保管
- 第5 助成措置
- 第6 事業の実施状況及び資金管理状況の報告

(別紙3) 農地・水・環境保全向上活動推進交付金に係る事業の実施方法

- 第1 事業の目的
- 第2 事業の仕組み
- 第3 対象事業の内容
 - 1 地域協議会推進事業
 - 2 都道府県推進事業
 - 3 市町村推進事業
- 第4 事業実施の手続
 - 1 地域協議会推進事業
 - 2 都道府県推進事業
 - 3 市町村推進事業
- 第5 実施実績の報告

第6 市町村への交付

農地・水・環境保全向上対策実施要綱

第1 趣旨

農業の持続的発展と多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条の多面的機能をいう。以下同じ。）の健全な発揮を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立と併せて、農業及び農村の基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

このような中、農地・農業用水等の資源（農地、採草放牧地及び農業用水並びに農業用排水施設、農業用道路その他の農地、農業用水等の適切な確保又は有効利用に必要な資源をいう。以下同じ。）については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保安全管理が困難となってきた現状や、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能の発揮を巡る国民の要請、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要となっている。

また、これら資源を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。

このため、経営所得安定対策等大綱（平成17年10月27日農林水産省決定）及び経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月21日農林水産省決定）に基づき、地域において農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」（以下「本対策」という。）を実施する。

第2 対策の内容

本対策の内容は、次の1から3までのとおりとする。

1 共同活動支援交付金

別紙1に基づき、地域ぐるみでの効果の高い共同活動に取り組む組織（以下「活動組織」という。）に対し、交付金を交付する。

2 営農活動支援交付金

別紙2に基づき、先進的な営農活動に取り組む活動組織に対し、交付金を交付する。

3 農地・水・環境保全向上活動推進交付金

別紙3に基づき、本対策の適正かつ円滑な実施に資するため、第5に定める地域協議会、都道府県及び市町村に対し、交付金を交付する。

第3 実施期間

本対策の実施期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とする。

第4 対策推進の基本的考え方

1 基本的考え方

(1) 国民理解の促進

地域ぐるみでの効果の高い共同活動及び農業者ぐるみでの先進的な営農活動の促進は、食料の安定供給のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等農業が有する多面的機能の適切かつ十分な発揮につながるものであり、本対策の実施に当たっては、地域の実情を十分踏まえつつ、農業者、地域住民その他関係者の理解及び協力並びに広く国民の理解を得ながら進めることが重要である。

このため、本対策の推進に当たっては、地域の農業者を中心に、地域住民や都市住民等のできるだけ多様な主体の参画が得られるよう取り組むとともに、本対策の実行状況を点検し、施策の効果の評価等を実施するなど、国民の理解の促進に努めるものとする。

(2) 国、地方公共団体、関係団体等の連携

地域ぐるみでの効果の高い共同活動及び農業者ぐるみでの先進的な営農活動の促進は、食料の安定供給や多面的機能の発揮を通じ、農業者、地域住民及び国民全体の利益につながる取組である。

このため、本対策の推進に当たっては、国、地方公共団体、関係団体等は適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図る必要がある。

特に、本対策が地域の多様な実態を反映し、その推進に当たりそれぞれの地域が創造性を発揮するためには、地方公共団体の役割が重要であり、国と地方公共団体が緊密な連携の下に一体となって本対策を推進するものとする。

2 推進上の留意点

(1) 地域協議会の役割

地域協議会は、別紙1に定める共同活動支援交付金（以下「共同活動支援交付金」という。）に係る事業及び別紙2に定める営農活動支援交付金（以下「営農活動支援交付金」という。）に係る事業の実施主体として、共同活動支援交付金及び営農活動支援交付金（以下「共同活動支援交付金等」という。）を別紙1第4の2に定める対象活動組織に交付するほか、別紙3に定める農地・水・環境保全向上活動推進交付金（以下「推進交付金」という。）に係る事業の実施主体として対象活動組織に対する指導を行うなど、本対策の円滑な推進に取り組むものとする。

(2) 活動組織の役割

本対策に係る活動に取り組む活動組織は、地域ぐるみでの効果の高い共同活動

及び農業者ぐるみでの先進的な営農活動の実施主体として、社会共通資本としての農地・農業用水等の資源を、農村環境の保全等にも役立つよう、さらには、それらの資源を活用した営農活動を一体として、質を高めながら将来にわたり保全するものとし、もって地域の振興に資するよう努めるものとする。

(3) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、本対策の推進に当たり、地方公共団体としての適切な役割を果たすほか、地域協議会の会員としてその運営について一定の役割を担うとともに、推進交付金に係る事業の実施主体として、国及び地域協議会との連携の下に本対策が本要綱の趣旨に沿って適切に実施されるよう努めるものとする。

(4) 国の役割

国は、本対策の推進に当たり、適切な役割分担の下、地域協議会及び地方公共団体が行う事務が適正かつ効率的に行われるよう支援及び指導を行うものとする。

第5 地域協議会

1 本対策の実施主体として、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、地域協議会を設置するものとする。

2 地域協議会は、原則一以上の市町村の全域をその区域として、次に定める要件を満たすものであって、都道府県、関係市町村、農業者団体及び非営利団体等の各都道府県の実情に応じた者で構成するものとする。

ア 代表者が定められていること。

イ 原則として、会員に、都道府県、共同活動支援交付金を実施する活動組織が存する市町村、都道府県土地改良事業団体連合会及び都道府県農業協同組合中央会等の農業者団体が含まれていること。

ウ 共同活動支援交付金、営農活動支援交付金及び推進交付金の事務手続を適正かつ効率的に行うため、地域協議会の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした地域協議会の運営等に係る規約（以下「地域協議会規約」という。）その他の規程が定められていること。

エ 地域協議会規約その他の規程において、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

オ イに掲げる組織のうち、1以上が地域協議会の事務局の一部を構成していること、又はイに掲げる組織の役員、管理職その他本対策の実施に係る職責を有する者のうち1人以上が当該地域協議会における事務及び会計の処理に責任を有する地位にあること。

カ 地域協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本対策の趣旨に沿

っていること。

- 3 地域協議会の代表者（以下「地域協議会長」という。）は、共同活動支援交付金及び営農活動支援交付金の交付並びに推進交付金に係る事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地域協議会の運営等に係る規約等を定め、2の要件を満たすことについて、当該地域協議会が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）をいう。以下同じ。）の承認を受けなければならない。

第6 助成措置

国は、予算の範囲内において、都道府県及び地域協議会に対し、本対策を実施するために必要な経費について助成するものとする。

第7 各種施策との連携

地域協議会は、共同活動支援交付金等の交付に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）等の関連諸制度との調和を図るとともに、次に掲げる施策と連携しつつ、農地・水・環境の良好な保全と質的向上に努めるものとする。

- 1 農業生産基盤の整備に関する施策
- 2 農村における環境整備に関する施策
- 3 農産物の生産体質強化、農産物の需要動向に即した生産の誘導に関する施策
- 4 農業の担い手に対する経営安定に関する施策
- 5 遊休農地の解消による優良農地の確保に関する施策
- 6 環境保全型農業の推進に関する施策

第8 第三者機関の設置

- 1 共同活動支援交付金等の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう国に助言するとともに、当該交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行うため、国に第三者機関を設置する。
- 2 共同活動支援交付金等の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう地域協議会に助言するとともに、当該交付金の交付状況の点検を行い、並びに活動組織の取組の評価及び指導、助言等を行うため、本対策を実施する都道府県に第三者機関を設置する。

第9 報告

地域協議会長は、農村振興局長が別に定めるところにより、本対策の実施状況等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第10 委任

本対策の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長及び農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（平成19年3月30日付け18農振第1777号）
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日付け19農振第1835号）
この要綱は、平成20年3月24日から施行する。

附 則（平成21年3月13日付け20農振第1942号）
この要綱は、平成21年3月13日から施行する。

(別紙1)

共同活動支援交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の目的

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や農業の多面的機能を発揮させるための基盤となる社会共通資本である。

しかしながら、これらの資源は、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきている。

このような状況に対応するため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、これらの資源の適切な保全管理を行うとともに、農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進する必要がある。これらの資源の良好な保全と質的向上を図る地域ぐるみでの効果の高い共同活動（以下「共同活動」という。）への支援を行うものである。

第2 事業の仕組み

1 国は、第3に定める対象農用地において第4の3に定める協定に基づき5年間以上継続して共同活動を行う活動組織に対して地域協議会が交付金を交付するために必要な経費に充てるため、あらかじめ資金を積み立てるために必要な経費について、地域協議会に対して共同活動支援交付金を交付する。

2 共同活動支援交付金の内容は、基礎支援及び促進費とする。

第3 対象農用地

共同活動支援交付金の算定の対象となる農用地（以下「対象農用地」という。）は、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。以下同じ。）内に存する一団の農用地とする。

第4 事業の実施

1 実施方針等

地域協議会長は、事業に着手しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる実施方針等を作成し、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

(1) 実施方針

(2) 業務方法書

(3) 地域活動指針（共同活動支援交付金で実施することが望ましい活動を体系的に整理したものをいう。以下同じ。）

(4) 地域活動指針に基づき定める要件等（必要に応じて定める対象活動組織の構成

員に係る事項又は共同活動支援交付金の使途に係る事項も含む。)

2 対象活動組織

共同活動支援交付金の交付の対象となる活動組織(以下「対象活動組織」という。)は、効果的に共同活動を実施できる区域を基本として地域の実情に応じて設立するものとし、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

- (1) 農村振興局長が別に定める要件を満たす規約を定めること。
- (2) その代表者と対象農用地が存する市町村長又はこれに準ずる者(以下「市町村長」という。)との間で、3に掲げる事項を定めた協定(以下「協定」という。)が締結されること。
- (3) (2)の協定締結年度から起算して3年目の年度末までに農村振興局長が別に定めるところにより、体制整備構想(案)を作成し、5年目の年度末までに体制整備構想を取りまとめること。

3 協定

2の(2)にいう協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 協定の締結者の住所及び氏名
- イ 協定期間(原則として5年以上とする。)
- ウ 協定の対象となる資源
- エ 実施計画
- オ その他必要な事項

4 対象活動等

共同活動支援交付金の対象となる活動は、次に定める基礎支援対象活動と促進費対象活動等からなる。

(1) 基礎支援対象活動

- ア 基礎支援対象活動は、協定に位置付けられた実施計画(1の(4)の要件を満たすものに限る。)に基づく活動とする。
- イ 共同活動支援交付金の協定の対象となる資源(ウの適用を受ける場合にあっては適用後の資源とする。)に、中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成17年4月1日付け16農振第2149号農林水産事務次官依命通知)に定める集落協定等の対象となる農用地を含める対象活動組織(以下「集落協定等関連対象活動組織」という。)は、1の(4)のうち、地域活動指針に基づき定める要件に加え、農村振興局長が別に定める追加の要件を満たすものとする。
- ウ 地域協議会長は、対象活動組織からの要望等を踏まえ、対象活動組織に対してア又はイで定める要件に代えて、農村振興局長が別に定めるところにより承認された要件を適用することができるものとする。

(2) 促進費対象活動等

促進費対象活動等は、以下に掲げる活動等であって、協定に位置付けられた実施計画に位置付けた活動等とする。

- ア 高度な農地・水向上活動
- イ 質の高い農村環境向上活動
- ウ 対象活動組織の特定非営利活動法人化
- エ 自立的活動実施

5 交付額

(1) 基礎支援

ア 対象活動組織への基礎支援に係る国の共同活動支援交付金の交付額は、協定に位置付けられている対象農用地について、イに掲げる地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額とする。

イ 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する基礎支援に関し、これに係る国の共同活動支援交付金の交付単価は、次に掲げる表中の とする。また、地方公共団体が国による基礎支援と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は、同表中の とする。

なお、国の共同活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

地目	区分	基礎支援に係る国の共同活動支援交付金の10アール当たりの交付単価	基礎支援に係る国の共同活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
田	都府県	2,200円	4,400円
	北海道	1,700円	3,400円
畑	都府県	1,400円	2,800円
	北海道	600円	1,200円
草地	都府県	200円	400円
	北海道	100円	200円

(2) 促進費

ア 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する促進費の交付に関し、4の(2)のアからウまでの活動等は、協定に位置付けられた促進費対象活動等実施計画に定められた平成23年度までに実施する促進費対象活動等を農村振興局長が別に定めるところにより点数化し、その合計に応じた額を活動組織に交付するものとし、これに係る国の共同活動支援交付金の交付単価は、次に掲げる表中の とする。また、地方公共団体が国による促進費と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は表中の とする。

なお、国の共同活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

区 分	促進費に係る国の1対象活動組織当たりの交付単価	促進費に係る国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の1対象活動組織当たりの交付単価
100点以上 200点未満の場合	10万円	20万円
200点以上の場合	20万円	40万円

イ 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する促進費の交付に関し、4の(2)のエの活動等は、協定に位置付けられた実施計画に定められた自立的活動実施に移行する年度に応じて、次の各号に掲げる額とする。また、地方公共団体が国による促進費と一体的に交付する交付金を加えた交付金についても同様とする。

a 平成20年度から22年度の各年度に自立的活動実施に移行する場合

5の(1)のアに定める交付額の20パーセント

b 平成23年度に自立的活動実施に移行する場合

5の(1)のアに定める交付額の10パーセント

6 事務の委託

対象活動組織は、共同活動支援交付金に係る事務の一部を原則として当該対象活動組織以外の者に委託することができるものとする。

7 実施状況の報告

対象活動組織は、毎年度、協定に定められている事項の実施状況について、農村振

興局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

8 実施状況の確認

- (1) 市町村長は、対象活動組織との協定に定められている事項の実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより確認するものとする。
- (2) 市町村長は、実施状況の確認結果について、地域協議会長に報告するものとする。

9 共同活動支援交付金の返還

- (1) 対象活動組織が基礎支援対象活動及び促進費対象活動等を実施するに当たり、協定で定められた事項が遵守されていない場合等には、地域協議会長は、農村振興局長が別に定める基準により、共同活動支援交付金の返還等の措置を講じるものとする。
- (2) 地域協議会長は、対象活動組織が共同活動支援交付金を返還するような事態を防止するため、協定で定められた事項が遵守されるよう指導するものとする。

10 証拠書類の保管

- (1) 地域協議会長又はその地位を承継した者は、共同活動支援交付金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する証拠書類を共同活動支援交付金の交付が完了した日が属する年度の終了の日の翌日から起算して、5年間保管しなければならない。
- (2) 共同活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織は、会計経理を適正に行うとともに、交付を受けた日が属する年度の終了の日の翌日から起算して、5年間経理書類を保管しなければならない。

第5 助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、地域協議会が対象活動組織に対して共同活動支援交付金として交付するための資金を積み立てるために必要な経費につき、地域協議会に対して国の共同活動支援交付金を交付するものとする。

第6 事業の実施状況及び資金管理状況の報告

- 1 対象活動組織の代表者は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業の実施状況を地域協議会長に報告するものとする。
- 2 地域協議会長は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。

- 3 地域協議会長は、農村振興局長が別に定めるところにより、国の共同活動支援交付金により積み立てた資金の収支を地方農政局長等に報告するものとする。

(別紙2)

営農活動支援交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の目的

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。

本事業は、こうした状況を踏まえ、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と一体的に、化学肥料及び化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動等を支援することにより、地域における農地・水・環境の良好な保全と質的向上の促進を図ることを目的とする。

第2 事業の仕組み

- 1 国は、第3の2に定める対象農用地において、別紙1第4の3に定める協定に定められた取組に加え、まとまりをもって化学肥料及び化学合成農薬の使用を大幅に低減する等の先進的な取組を行う対象活動組織に対し、地域協議会が交付金を交付するために必要な経費に充てるため、あらかじめ資金を積み立てるために必要な経費について、地域協議会に対して営農活動支援交付金を交付する。
- 2 営農活動支援交付金は、営農基礎活動支援及び先進的営農支援からなるものとする。

第3 対象地域及び対象農用地

1 対象地域

営農活動支援交付金の交付の対象となる地域は、環境保全を重視した農業生産の推進等により地域環境の保全を図ることを内容とした農村振興局長及び生産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定める計画が策定されている地域とする。

2 対象農用地

営農活動支援交付金の算定の対象となる農用地は、対象地域内に存する農用地であって、対象活動組織が別紙1第4の4に定める対象活動を実施する農用地区域内の農用地とする。

第4 事業の実施

1 実施方針等

地域協議会長は、事業に着手しようとするときは、農村振興局長等が別に定めるところにより、次に掲げる実施方針等を作成し、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

- (1) 実施方針
- (2) 業務方法書

2 対象活動組織

営農活動支援交付金の交付の対象となる活動組織は、別紙 1 第 4 の 5 の (1) の基礎支援の交付を受ける活動組織 (別紙 1 第 4 の 4 の (2) の工の自立的活動実施に移行した活動組織を含む。) であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 別紙 1 第 4 の 3 に定める内容に加えて、農村振興局長等が別に定めるところにより、営農活動支援交付金の対象となる活動を実施する一団の農用地 (以下「営農活動対象区域」という。) 営農活動支援交付金の対象となる活動に係る実施計画等の内容を備えた協定を、対象農用地が存する市町村長又はこれに準ずる者との間で締結していること。
- (2) 別紙 1 第 4 の 2 の (1) の規約について、農村振興局長等が別に定める事項が記載されていること。

3 対象活動

営農活動支援交付金の交付の対象となる活動は、協定に位置付けられた実施計画に基づき、支援の要件となる取組として農村振興局長等が別に定めるものを実践する対象活動組織が行う次の活動とする。

- (1) 対象活動組織が営農活動対象区域内で行う環境負荷低減に向けた推進活動 (営農基礎活動)
- (2) 農村振興局長等が別に定める農家がまとまりをもって営農活動対象区域内で行うア又はイの先進的な取組 (先進的な取組)
 - ア 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として 5 割以上低減する活動
 - イ 化学肥料及び化学合成農薬の使用の大幅低減に相当する環境保全に資するものであって、農村振興局長等が別に定める活動

4 交付額

(1) 営農基礎活動支援

ア 対象活動組織への営農基礎活動支援に係る国の営農活動支援交付金の交付額は、活動組織内に設定された営農活動対象区域の数に、国の当該交付金による交付単価10万円を乗じて得た額とする。

イ 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する営農基礎活動支援に関し、地方公共団体が国による当該支援と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は、20万円とする。

なお、国の営農活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行

えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

(2) 先進的営農支援

ア 対象活動組織への先進的営農支援に係る国の営農活動支援交付金の交付額は、イに掲げる作物ごとの営農活動支援交付金の交付単価に、それぞれ該当する営農活動対象区域内における先進的な取組の実施面積を乗じて得た額の合計額とする。

イ 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する先進的営農支援に関し、これに係る国の当該交付金の交付単価は、次に掲げる表中の(3の(2)のアの活動とイの活動の交付単価は同一とする。また、アの活動とイの活動を併せて行った場合の交付単価は、アの活動又はイの活動のみを行った場合の交付単価と同一とする。)とする。また、地方公共団体が国による当該支援と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は、同表中の とする。

なお、国の営農活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

作物区分	先進的営農支援に係る国の営農活動支援交付金の10アール当たりの交付単価	先進的営農支援に係る国の営農活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの単価
水稲	3,000円	6,000円
麦・豆類	1,500円	3,000円
いも・根菜類	3,000円	6,000円
葉茎菜類	5,000円	10,000円
果菜類・果実的野菜	9,000円	18,000円
うち 施設トマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	20,000円	40,000円
果樹・茶	6,000円	12,000円

花き	5,000円	10,000円
上記の区分に該当しない作物	1,500円	3,000円

5 事務の委託

対象活動組織は、営農活動支援交付金に係る事務の一部を、原則として、当該対象活動組織以外の者に委託することができるものとする。

6 実施状況の報告

対象活動組織は、毎年度、協定に定められている事項のうち、営農活動に関する事項の実施状況について、農村振興局長等が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

7 実施状況の確認

(1) 市町村長は、対象活動組織との協定に定められている事項のうち、営農活動に関する事項の実施状況について、農村振興局長等が別に定めるところにより確認するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の営農活動に関する事項の実施状況についての確認のうち、技術的な知見を必要とする確認を、農村振興局長等が別に定めるところにより行うものとする。

(3) 市町村長は、都道府県知事の確認結果を踏まえ、実施状況の確認結果について地域協議会長に報告するとともに、対象活動組織の代表者に通知するものとする。

8 営農活動支援交付金の返還

対象活動組織が営農基礎活動を実施するに当たり、協定で定められた事項が遵守されていない場合には、地域協議会長は、農村振興局長等が別に定める基準により、営農活動支援交付金の返還の措置を講ずるものとする。

9 証拠書類の保管

(1) 地域協議会長又はその地位を承継した者は、営農活動支援交付金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する証拠書類を当該交付金の交付が完了した日が属する年度の終了の日の翌日から起算して、5年間保管しなければならない。

(2) 営農活動支援交付金の交付を受けた対象活動組織は、会計経理を適正に行うとともに、交付を受けた日が属する年度の終了の日の翌日から起算して、5年間経

理書類を保管しなければならない。

第5 助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、地域協議会が対象活動組織に対して営農活動支援交付金を交付するための資金を積み立てるために必要な経費につき、地域協議会に対して営農活動支援交付金を交付するものとする。

第6 事業の実施状況及び資金管理状況の報告

- 1 対象活動組織の代表者は、農村振興局長等の定めるところにより、事業の実施状況を地域協議会長に報告するものとする。
- 2 地域協議会長は、農村振興局長等が別に定めるところにより、事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 地域協議会長は、農村振興局長等が別に定めるところにより、国の営農活動支援交付金により積み立てた資金の収支を地方農政局長等に報告するものとする。

(別紙3)

農地・水・環境保全向上活動推進交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の目的

農地・水・環境保全向上対策が広く国民の理解を得て、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るといふ対策の目的を達成するためには、次に掲げる点について特に留意しなければならない。

明確かつ合理的・客観的な基準の下に透明性を確保しながら行われること。

国と地方公共団体の緊密な連携の下に行われること。

制度導入後も中立的な第三者機関による実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、基準等について不断の見直しを行っていくこと。

また、本対策の実施に当たっては、本対策の趣旨の徹底、明確かつ合理的・客観的基準に基づく要件の設定、対象活動の実施状況の確認等が行われることが重要である。

これらを踏まえ、本対策の定着に向けて、地域協議会、都道府県及び市町村が行う共同活動支援交付金等の交付等の適正かつ円滑な実施を促進に資させるため、農地・水・環境保全向上活動推進交付金を実施する。

第2 事業の仕組み

国は、予算の範囲内において、第3に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、地域協議会及び都道府県に対し推進交付金を交付する。

第3 対象事業の内容

推進交付金の対象事業の内容は、次のとおりとする。

1 地域協議会推進事業

(1) 推進・指導

ア 活動組織説明会の開催

地域協議会は、毎年度、対象活動組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の共同活動支援交付金等の交付等に必要な事項について、周知徹底を図るものとする。

イ 対象活動組織の指導

地域協議会は、対象活動組織に対し適宜指導を行い、協定に位置付けられた活動適切な実施を図るものとする。

ウ 推進に関する手引きの作成

地域協議会は、共同活動支援交付金等の普及・推進を図るため、当該地域協議会の実情に応じた手引きを作成し、本対策実施の意義等について普及啓発に努めるものとする。

(2) 地域活動指針等の作成

地域協議会は、地域活動指針及び当該指針に基づき定める要件等を作成するものとする。

(3) 交付事務

地域協議会は、対象活動組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象活動組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、共同活動支援交付金等の交付を行うものとする。

(4) その他推進事業の実施に必要な事項

2 都道府県推進事業

(1) 第三者機関の設置、運営

ア 都道府県は、本対策の毎年度の実行状況の点検、対象活動組織の取組の評価等を行うため、本要綱第8の2の第三者機関として、第三者委員会を設置する。

イ また、第三者機関が本対策の実行状況の点検を行うとともに、本対策の実施期間において、第三者委員会が活動組織の取組を評価し、必要に応じて地域協議会を通じ、対象活動組織に対し指導・助言を行うよう、運営を行うものとする。

(2) 地方裁量に係る方針作成

都道府県は、地域協議会が別紙1第4の1の実施方針等を作成するに当たり、考慮すべき事項等を含めた方針をあらかじめ作成するものとする。また、地域協議会が別紙1第4の4のウによる手続を行う場合は、あらかじめこれに係る方針を作成するものとする。

(3) 営農活動支援交付金に係る技術的確認

都道府県は、毎年度、営農活動支援の交付対象となる対象活動組織の先進的な取組について、技術的な観点から、生産計画の審査、生産記録を基にした実施確認等を行うこととする。

(4) その他推進事業の実施に必要な事項

3 市町村推進事業

(1) 協定締結

市町村は、対象活動組織と協定を締結するに当たり、対象活動組織に対し指導を行うとともに、協定の審査を行うものとする。

(2) 確認事務

市町村は、毎年度、共同活動支援交付金等の交付対象となる対象活動組織の共同活動及び営農活動の実施を確認するものとする。

(3) その他推進事業の実施に必要な事項

第4 事業実施の手続

1 地域協議会推進事業

地域協議会長は、地域協議会推進事業を実施しようとする場合は、地域協議会推進事業実施計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。

2 都道府県推進事業

都道府県知事は、都道府県推進事業を実施しようとする場合は、都道府県推進事業実施計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を地方農政局長等に提出するものとする。

3 市町村推進事業

市町村長は、市町村推進事業を実施しようとする場合は、市町村推進事業実施計画を策定し、又は、変更したときは、当該計画を都道府県知事に提出するものとする。

第5 事業実績の報告

1 地域協議会長は、毎年度、第3の1に掲げる事業の実績を実施年度の翌年度の5月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 都道府県知事は、毎年度、第3の2に掲げる事業の実績を実施年度の翌年度の5月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

3 市町村長は、毎年度、第3の3に掲げる事業の実績を実施年度の翌年度の4月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

第6 市町村への交付

推進交付金の交付を受けた都道府県知事は、交付を受けた額のうち第3の3に掲げる事業に係る額を遅滞なく、市町村長に交付するものとする。